

令和 6 年 4 月 8 日

保護者の皆様へ

呉市立昭和北中学校
校長 九十九 尚志

気象警報発表時の対応について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から、本校の教育活動推進に御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。さて、このたび、昭和北中学校区と昭和中学校区の小・中学校で協議し、気象警報発表時については、原則として、次のように対応することを共通確認しましたので、お知らせします。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 登校前に、気象警報が発表された場合（NHKテレビの情報）

- (1) 午前6時30分の時点で、「呉市」に「高潮」「波浪」以外の気象警報が発表されている場合
 - 小学生は「臨時休業」とする。
 - 中学生は「自宅待機」とする。
- (2) 午前9時30分までに気象警報が解除された場合
 - 小学生は「臨時休業」とする。
 - 中学生は、安全に注意して登校する。
授業は、3校時目から実施する。
- (3) 午前9時30分までに気象警報が解除されなかった場合
 - 小・中学生とも「臨時休業」とする。

2 午前6時30分から始業時刻の間に、気象警報が発表された場合

- (1) 小学生は、自宅にいる場合は「臨時休業」、登校中または登校している場合は、「学校待機」とする。
- (2) 中学生は、自宅にいる場合は「自宅待機」、登校中または登校している場合は、「学校待機」とする。
- (3) 学校待機の児童生徒は、午前9時30分の時点で気象警報が解除されない場合は、「保護者の迎え」や「教職員の見守り体制下の集団下校」等により、安全を確保して下校させる。

3 始業時刻後に、気象警報が発表された場合

- (1) 原則、気象警報が解除されるまでは下校させない。
- (2) 下校時刻の時点で気象警報が解除されない場合は、「保護者の迎え」や「教職員の見守り体制下の集団下校」等により、安全を確保して下校させる。
- (3) 安全の確保が困難な場合は、呉市教育委員会等の関係機関と連携し、対応を協議する。